

第3回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 平成30年11月22日(木) 10:00~12:05 県庁3号館第1委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)

三原 修二(兵庫県経営者協会会長)

辻 芳治(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)

藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)

中後 和子(学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長)

(オブザーバー)

金澤 和夫(兵庫県副知事)

※庵途 典章(県町村会会長(佐用町長))は代理出席。

三輪 康一(神戸大学名誉教授)、藤原 保幸(兵庫県市長会会長(伊丹市長))は欠席。

3 審議の内容

(1) 県・市町の条例等による規制に関する事項

①障害者相談員への障害者情報の提供

(委員)

障害者の情報は要配慮個人情報であること、民生委員と障害者相談員の任務が違うこと、また厚生労働大臣の委嘱する民生委員と、障害者相談員は市からの委嘱であるという違いも分かるが、提案に対して何らかの対応ができないか。「本人の同意がある時又は法令等に定めがある」以外で障害者相談員にも情報提供されるケースはどの程度あるのか。

相談をしようということにもならず潜在化する状況に対して、幅広く何らかのアプローチができるように改善していくことが求められているのではないか。

(所管部局)

個人情報保護意識の高まりもあり、障害者全員の本人同意を確認し、一律に障害者相談員に提供するような対応をしている市町は、今のところない。また、民生委員への情報提供について、条例等で定めている市町はあるが、障害者相談員について条例で定めている市町は把握していない。

市町によってはホームページで障害者相談員の連絡先を周知するなどPRをしている。障害者相談員が担う相談業務については、当事者やその家族がピアカウンセリングという形で相談を受けている。

(オブザーバー)

民生委員と障害者相談員は位置付けがなぜ違うのか。民生委員は市町がちゃんとセレクトして情報提供しているのに、障害者相談員には何故情報提供されないのか。現行制度がなぜ違うのかということである。

(委員)

障害者相談員が受け身でなくてはいけないというのがどこで決まっているのか、誰が決める話なのか、ということを確認にする必要がある。

また、民生委員への情報提供は、個人情報保護条例ではどのような整理になっているのか。各市町の個人情報保護の状況を整理して、何を变えればいいのかを明確にすべきである。

(委員)

自治会には、民生委員や障害者相談員が誰なのかという情報が全然伝わってこない。民生委員や障害者相談員が誰であるかという情報は、住民にきちんと知らせるべきである。

県から市町に、こうした情報提供の事例の紹介もお願いしたい。

《審議を踏まえた対応方針》

民生委員と障害者相談員への個人情報の提供の根拠を整理する。また、民生委員や障害者相談員の広報の手法、工夫している事例等の県から市町への提供について検討する。

②下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準

(委員)

一度規制を緩和すると元には戻せないなので、どこまで緩和するのか、よく検討する必要がある。

水産資源も大事だが、綺麗な海を維持するために県が課した厳しい規制を、簡単に緩和できるのか。規制を設けた原点に立ち戻って、しっかり考えて検討して頂きたい。

(所管部局)

瀬戸内海が「瀕死の海」と言われていた昭和40年代の、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、上乘せ排水基準を設定した。工場等に尽力頂き、瀬戸内海の水質は改善したが、一方で本来必要な栄養分もカットしてしまっている状況にある。バランスをいかに取っていくかが重要であり、科学的にデータを集めて検討していきたい。

(委員)

海の綺麗さを示すような指標があれば、教えて欲しい。

近隣の府県はどのような数値が出ているのかも教えて欲しい。

《審議を踏まえた対応方針》

見直しを検討という方向性は良い。海の状況を示す数値や、近隣府県の数値など、具体的な情報を追加する。

③一定規模以上の幼稚園、認定こども園等の緑化基準

(委員)

子ども子育て支援新制度の移行期間(平成27年～31年)の特例で、保育園から認定こども園に移行したところは、園庭が保育園の広さのままで良いというのが国の基準である。この園庭の面積を引いて、建物を確保すると空地はほとんど残らず、そこで緑化を求められると大変厳しい。この提案は、移行する際の支障事例なのか、新設の際の支障事例なのか。

(事務局)

どのような背景があるのかについて提案者に確認する。

(委員)

運動場の面積を除外する指針があるにもかかわらず、この提案が出てきているのは、指針の内容が十分に弾力的ではないという指摘なのではないか。確認する必要がある。

《審議を踏まえた対応方針》

提案の背景と、現行の運用に課題がないか、提案者に確認する。

④1ha以上の開発行為を行う場合の調整池設置義務

(委員)

調整池の設置費用は地権者が負担するのが当然である。水田が放棄されて荒れ、貯水能力が下がってきている。そのような状況を踏まえた調整池が必要である。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおりの方針とする。

⑤民泊事業に対する営業期間及び事業実施地域等の制限

(委員)

用途により棲み分けが済んでいること等から(条例等所管団体の回答内容を踏まえて)現行制度で対応ということによい。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおりの方針とする。

⑥宝塚市都市計画区域の建ぺい率、路上渡り廊下設置基準等

(委員)

原案どおりの方針とする。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおりの方針とする。

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

①指定障害福祉サービス事業に係る指定申請書類の明確化

(委員)

小規模な事業者が新規参入する場合等には、事業計画等の確認を厳しくすることも必要ではないか。給付金のある事業なので、事業計画を厳正に確認するための書類、資料は必要である。事業者の倒産により一番被害を受けるのは、急に仕事なくなる障害者である。

(事務局)

どういうチェックの仕方が必要なのか、きちっとした審査をしなければならないことから、関係機関で情報共有を図りたいと考えている。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおりの方針とする。

②土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮

(委員)

小規模案件を3週間以内に許可しているのであれば、それも標準処理期間の一つであり、小規模の場合は何も問題なければ3週間と書けば良い。この標準処理期間は、検討が必要。

《審議を踏まえた対応方針》

標準処理期間の短縮を検討する。

③姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃

(委員)

必ず事前申請が必要で、それに例えば1ヶ月かかり、そのあと事前協議という運用がされているのは時間の無駄である。確実に開発許可が必要となる事業も、事前申請に1ヶ月待つことになる。開発許可の要否判断だけが必要な者には、例えば事前申請の簡易版で判断することが合理的ではないか。

《審議を踏まえた対応方針》

県として、市にどのような助言ができるかを検討する。

④市町が発行する身分証明書(禁治産・準禁治産の宣告、破産に関する通知等)の手数料の軽減

(委員)

禁治産・準禁治産と破産の証明が両方必要となる場合がどれ位あるのか。

また最近ではマイナンバーを提出すれば、行政でこのようなことも調べるものと承知した上で、マイナンバーを提出している。

(事務局)

例えば宅地建物取引業等では、法人の場合はその役員について、禁治産、準禁治産あるいは破産に該当しないという証明を求められるなど、事業の免許や許可申請の際にはこれらを求められる。

マイナンバーは、その使用が税・社会保障等の用途に限定され、今後制度が変わっていけば、こういった用途にも使える可能性はある。

(委員)

県の業務ではないにしても、市町間で情報共有してもらうため、現状を県から情報提供することはできないのか。

(事務局)

会議の結果を報告書としてまとめ、県、各市町に提供することを考えているが、市町への情報提供の仕方については検討したい。

《審議を踏まえた対応方針》

市町に対する情報提供を検討する。

⑤入札参加資格審査申請時の納税証明書の省略

(委員)

見直しを検討するという原案どおりでよい。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおりの方針とする。

⑥風営法に基づく許可申請の現地調査事務処理(期間)の見直し

(委員)

現行制度で対応ということにより。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の対応案どおりの方針とする。

⑦福祉のまちづくり条例に基づく適合審査権限の市町からの引き上げ

(事務局)

住民に身近な行政サービスは市町で行うという考え方により、県から市町へ事務移譲をした。市町に移譲した事務の課題は、権限移譲検討会議でのフォローアップや、課題点のアンケート調査等を実施している。この仕組みを提案者にも伝えているが、現時点で意見は出ていない。

(委員)

「対応不可」というよりは、「現行制度で対応」という整理である。

《審議を踏まえた対応方針》

対応方針を「現行制度で対応」とする。

(3) 国の法令等による規制に関する事項

①建築基準法改正(H30.6.27公布)に伴う用途変更の際の届け出の義務化

(委員)

提案の趣旨は、建築確認が必要とならない200㎡未満の建築物について、届出義務を課すよう国に求めるものか。県条例で独自に課すという選択肢もある。

(オブザーバー)

部局案では、法改正には問題がないと考えている。

②企業立地を促進するための農業振興地域除外要件の緩和

(委員)

国へ要望できるのか。圃場整備をしてから8年という制限の緩和を求めているが、そもそもそのような場所を圃場整備する必要がなかったのではないかと、国から言われるのではないか。

(所管部局)

産業利用のために、どのような農地でも工業用地として使わせてくださいという提案ではない。地域未来投資促進法では、地域を活性化させるためにどういう投資をするのか、地域の計画を市町が作成する。地元の農業振興を図りつつ、産業も並行して活性化させる計画を立て、その計画に沿った内容で規制緩和を要望したい。

③六甲山における建築物等の新築、改築、増築等に関する各法規制の緩和

(委員)

六甲山という貴重な資産を、有効活用していくという方向で、再生委員会で十分に検討して欲しい。

(所管部局)

六甲山ランドデザインで、六甲山の将来像をどのように描くのか、その将来像が絵に描いた餅にならないよう、土地利用計画でどのように整備を誘導するのか、現在事務レベルで協議している。何が支障で、何を緩和すべきかをセットで議論したい。

(オブザーバー)

法律の規制だけではなく、神戸市の条例、あるいは神戸市における法律の運用等の整理も必要になる。

(委員)

六甲山再生委員会の示す方向性を踏まえ、規制改革推進会議としての対応を検討する。

《審議を踏まえた対応方針》

国の法令等による規制に関する事項の4項目について、所管部局等の対応案どおりの方針とする。

(4) 第2回会議で継続審議となった事項

①夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準

(所管部局)

既に県警のホームページを改修し、許可基準例とQ&Aを掲載することで対応した。

(委員)

Q&Aには、「工事信号機の単独利用が可能な場合もある。その場合でも保安要員は必要とするときもある。」と書いてあるが、これではどう判断すればよいか分からない。見て分かるQ&Aにすべきである。

(所管部局)

工事用信号機に関しては、従来、誘導員の補助という意味合いで運用されていたが、昨年、警察庁から工事用信号機の単独運用について「安全な場合であれば単独運用が可能」と示されたため、本県でも各警察署に通知している。ただし、工事によって道路状況や工事区間の長さ等が異なるため、すべての工事で単独運用が可能ということではないことから、事前に相談して頂くことが望ましく、このような表現とした。道路使用許可は地元の状況を把握している警察署長が、それぞれの状況に応じて許可の判断をするもので、一律に基準を示すことはできない。

(委員)

対応の検討欄に「具体的例示は難しい」と書いてあるが、具体的例示は例示であり典型例を挙げれば足りる。それもできないという理由を説明する必要がある。具体的例示をしない根拠があるのかを説明して欲しい。

《審議を踏まえた対応方針》

具体的な例示が難しい根拠を整理し、報告する。

このほか、第2回会議で継続審議となった事項については、審議時間の都合により、次回会議において審議を行う。

(5) 今後の進め方

(事務局)

当会議は、当初年3回実施を予定していたが、継続審議の案件もあるため、今年度中に第4回の会議を開催したい。

(委員)

報告書の取りまとめや、時間の都合上今回の会議で審議できなかった項目もあるので、もう1回議論の場が必要である。

《審議を踏まえた対応方針》

今年度中に、第4回会議を開催する。